

名古屋市緊急支援給付金事務処理センター



名古屋市「令和6年度 定額減税補足給付金（調整給付）」の支給のお知らせ

物価高騰による負担増を踏まえ、住民税及び所得税から一定の金額を減額（定額減税）するとともに、減税しきれなかった方に対し、定額減税しきれない金額を調整給付として支給します。

支給方法は、公金受取口座*等への振込となります。

*預貯金口座の情報をマイナンバーとともに事前に国（デジタル庁）に登録しておくことで、給付金等を受給することができる口座

本通知を受け取られた方につきましては、下記のとおり振り込みますので、振込先口座などを必ずご確認ください。

なお、支給を受けるに当たり、申請手続やコールセンターへの連絡等は必要ありません。

支給対象	令和6年1月1日現在において名古屋市に住所を有する者のうち、定額減税しきれない方 ※ただし、合計所得金額が1,805万円を超える方は対象外
振込金額	
振込先口座	
振込日	
辞退・口座変更申出期限	

令和6年度 定額減税補足給付金（調整給付） 計算方法

所得税	定額減税可能額 (3万円×(本人+扶養親族数))	令和6年分推計 所得税額	控除不足額 (①)
	円	円	円 (<0の場合は0)
住民税割	定額減税可能額 (1万円×(本人+扶養親族数))	令和6年度分 住民税所得割額	控除不足額 (②)
	円	円	円 (<0の場合は0)
定額減税 補足給付金 (調整給付)	所得税分の 控除不足額 (①)	住民税所得割分の 控除不足額 (②)	控除不足額 計 (③) (①+②)
	円	円	円
調整給付支給額 (上記③を1万円単位に切上げ) 万円			

注1)「扶養親族数」には、控除対象配偶者、16歳未満の扶養親族を含みます。

注2)「令和6年分推計所得税額」は、令和6年6月3日時点の令和5年分の所得等を基にした推計額を記載しており、令和6年分所得税額が判明した際に給付金額に不足が生じた場合、当該不足額を令和7年度に追加給付予定です。

裏面も必ずご確認ください。

**【定額減税補足給付金
(調整給付) 支給額】
⇒調整給付支給額**